

# 「物乞い」を生み出す社会・経済的要因

— カンボジア シェムリアップ州中心部を事例として —

## The Social and Economic Reasons for Street Begging: A Case Study of Central Siemreap in Cambodia.

佐藤 奈穂

Nao SATO

### はじめに

カンボジアの農村社会には「貧困を顕在化させない仕組み」がある。筆者は著書『カンボジア農村に暮らすメマーイ（寡婦たち）－貧困に陥らない社会の仕組み－』の中で、カンボジアの寡婦たちの貧困の顕在化を回避する農村社会の仕組みについて描いた。女性たちが活躍できる経済活動の領域が存在すること、資産が確保される傾向にあること、そしてケアの関係を中心とした親族のネットワークが彼女たちの生活を支えていること。大きく要約するとそれら3つが、その仕組みの要である（佐藤 [2017]）。

一方で、郡中心部のマーケットや都市部では、物乞いをしている人々に度々出会う<sup>1)</sup>。「貧困を顕在化させない」仕組みのある社会の中で、なぜ彼らはカネや食糧を乞うているのだろうか。それは、コミュニティ内の生存を保障する仕組みから抜け落ちたことを意味し、その仕組みの限界を表しているのではないだろうか。前掲書で、定着調査を実施したのはシェムリアップ州内の一農村である。今

回、「物乞い」に対する調査を実施したのは、その調査村から約20 km離れた、シェムリアップ州中心部の都市地域である。調査対象となった「物乞い」はすべて女性であったが、経済活動の領域と資産が確保され、親族のネットワークが生の安全を保障しているはずのコミュニティから、なぜ彼女たちは抜け落ちたのだろうか。

また同時に、物乞いという行為は、コミュニティから抜け落ちた人々にとって、収入を確保するための重要な手段であることが推測される。物乞いという乞う者とそれに対して与える者の「乞い」「施す」関係は、市場の原理には当てはまらない贈与の関係であり、「社会に埋め込まれた経済」行為である。

かつて東南アジアの農村では、「社会に埋め込まれた経済」行為が人々の生の安全を保障してきた、と言われている。例えば、1950年代のインドネシアのジャワ島において、増大する人口を労働分散によって吸収し続ける「インボリューション」が進行したことは、より貧しい人々を顕在化させないための仕組みであった（Geertz [1963]）。また、1960年代のフィリピン中部のルソン農村には、村落内で収穫物を分け合う慣行があり、小作農家

1) 本論文では「物乞い」は人を表し、「」のない物乞いは行為を表す。

が自分たちの生活を守るための仕組みがあった（高橋 [1988], 速水 [1995]）。しかし、これら農業における労働関係や所得の再分配の慣行は、緑の革命や急激な経済成長・市場化の中で姿を消していった。しかし、現代においてもカンボジアの農村社会では、先進国で生産労働の影にあるとされた再生産の領域、ケアの関係が人々の生の安全を保障する生活の基盤となっている。生産活動と再生産活動の境が曖昧であるからこそ、人々の生が保障されるのである（佐藤 [2017]）。経済が社会から離床せず、社会の中に埋め込まれていることで、その社会に適合した基盤を形成しているのである。

本論文では、カンボジア都市地域における「物乞い」の特徴を明らかにし、「物乞い」になった社会・経済的背景を分析する。農村の貧困に陥らない仕組みの限界を明らかにするとともに、「社会に埋め込まれた経済」としての物乞いという行為がもつ意義について考察を加えていきたい。

なお、本調査では被調査者が12人と限定的なサンプル数となっている。後述するが、観光都市として発展を続けるシェムリアップ中心部では、「物乞い」に対する取締りが強化されており、首都プノンペンに比して、年々「物乞い」を目にする機会が少なくなっている。サンプル数としては限定的であるものの、シェムリアップの一時代を切り取る事実として、また経済発展による急速な変化の中にあるカンボジアで、1つの事象としてその実態を明らかにすることの意義を述べておきたい。

## 第一章 社会の中の「物乞い」

### 1. 取締りや貧困削減政策の対象としての「物乞い」

「物乞い」はこれまで社会学や人類学、民俗学、歴史学などの分野において研究が進められてきた。人類学や民俗学では、「物乞い」の起源や語源、それぞれの地域での文化的、宗教的關係を問い、なぜ「乞い」「施す」のか、といった点に関心が置かれてきた。また、社会学や地理学の分野においては、「物乞い」は主に「ホームレス」という概念によって都市部の社会問題として扱われてきた。そして、市場を前提とした近代経済学では「物乞い」に正面から焦点が当てられ、分析されることはなかった。都市部における社会問題、あるいは開発経済学の分野では、貧困削減のターゲットとされ、改善すべき貧困問題の1つとして扱われてきたのである。

現代の日本で「物乞い」を目にすることは稀である。しかし、日本社会においても、かつて「物乞い」は地域社会に埋め込まれた存在であった。中世においては、乞食を行う非人たちは広く各地に「乞庭」を有し、一つの職能集団として組織化され、江戸時代の被差別民にみられるような暗い影はなかったという（網野 [1996] 阿部・網野・石井・樺山 [1981]）。また、中部地方の白山麓では、昭和10年代まで「物乞い」の慣習が残っていた。雪に閉ざされる冬に焼畑農業が行えなくなる白山麓の山間地域では、その期間、人々が平野部に降りて「物乞い」を行い、主に白米を得ていたのである（千葉・三枝 [1983]）。

また、ヨーロッパでも、中世において貧者、乞食、浮浪者は、社会を構成する一要素として、その存在が認められていた。とりわけ貧者は、この世におけるキリストのイメージであり、理念的には清貧として高く評価もされ

ていた（福井 [1988:210]）。

しかし、中世封建社会が解体し始めると、農村から大量の貧民や浮浪者、「物乞い」の群れが生み出され、都市ではそれらの労働力を吸収することが困難となり、近代初頭の都市は救貧問題を緊急課題として抱え込んでいくことになった（福井 [1988]、古川 [2001]）。

「物乞い」への社会的対応は、救済の対象とするだけでなく、同時に社会の治安・秩序を乱す者として取締りの対象とされてきた。たとえば、貧困対策であるイギリスのエリザベス救貧法では、あらゆる形態での浮浪を禁止するとともに、「物乞い」を労働不能な者と労働可能な者に分類し、前者には「物乞い」の許可証を与え、それを所持しない「物乞い」を処罰し、取締りの対象とした（古川 [2001]）。また、日本における1874年（明治7年）の恤救規則も救済の対象を「極貧の廢疾者（障がい者）、70歳以上で重病あるいは老衰の者、疾病者、13歳以下の者」というように労働能力がない者で、かつ身寄りのない者だけを救済の対象とした（宇都 [2001]）。

貧困者に対する救済は国家による福祉制度に組み込まれていくと同時に、労働という価値が、社会の中でその重きを増す過程の中で、貧困者、殊に働かざる「物乞い」は、社会の失格者として捉えられ、かつ社会秩序を乱す社会病理として、単に救済される存在ではなく、取締りや懲罰の対象となってきたのである。

一方、「発展途上国」における貧困問題は、第二次大戦以降の国際社会において1つの一貫した課題であった。国際機関やNGOは、路上あるいはスラム街に居住し、物乞いやゴミ拾いで生活する子どもや女性、障がい者を中心とした人々を「発展途上国」の中でも最も貧困な人々として貧困削減の対象としてきた。

カンボジアでは1993年の国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）による総選挙、そして1998年のポル・ポト派完全投降による和平成立以降、政府開発援助（ODA）やNGO等による国際協力が各国から行われてきた。その中でも、内戦の影響により増加した身体障がい者やストリートチルドレン等への教育や職業訓練、孤児院の設置・運営はカンボジアにおける国際協力の柱の1つとなってきた（JICA [2002]、熊岡 [1993]、国際協力事業団 [2001]、UNICEF [2010]）。

そして、「物乞い」が支援の対象となる一方、一部の途上国では物乞い行為が禁止され、あるいは罰則の対象となってきた。例えば、フィリピンでは1978年に施行された大統領命令により、物乞いが禁止された（青山 [2006:107]）。また、インドネシアのジャカルタでは、2007年に路上の「物乞い」、ストリートチルドレンにカネを与えること、違法な物売りからの物品購入を禁じる条例が制定されている（嶋田 [2007:163]）。

つまり、近代国家の成立、市場経済体制への移行に伴い、「物乞い」を含む貧困者に対する救済は、国家による福祉制度に組み込まれ、開発援助の枠組みにおいても支援、そして削減すべき対象であり、ひいては消滅すべき存在となってきたのである。杉江 [2013]が指摘するように、世界的に国家の体制側は「物乞い」を世俗の社会問題として撲滅を企図する流れにある、と言えるだろう。

## 2. 社会に埋め込まれた経済行為としての物乞い

物乞いという行為は世界各地に存在し、先の日本やヨーロッパの例のように、それぞれの社会の中でその地域に、その時代に適した形で「乞い」「施す」関係が成立してきた。

インドの1971年の国勢調査によると、イ

ンドには当時75万人の「物乞い」が存在した。インドは「物乞い」に比較的寛容な社会である。それはヒンドゥー教やイスラームの教えにより、貧者に施しをするのは善行とされ、人は来世や天国のことを考えて施しをするからである（中里 [2012: 281]）。

また、バングラデシュの農村では、障がいなどにより労働ができなくなったイスラム教徒の男性は通過儀礼を経てフォキールと呼ばれる存在となり、「物乞い」を専業とし、宗教的な役割も担う。女性はフォキルニと呼ばれ、文化的意味付けはなく、他の副業をもつことも可能な「物乞い」である。そのような「物乞い」に対して、各村に施しの曜日が週一度、決められており、常にどこかの村で施しを得られるよう地域全体として曜日が分散されている（西川 [1992]）。また、ブラジルの路上商人たちは、相互に助け合う共同体主義的規範から、「物乞い」に施しを与えるという（奥田 [2017]）。また、ウズベキスタンでは、ソヴィエト時代に社会主義政策のもと原則として禁止され、時に逮捕対象となっていた「物乞い」が現在、都市社会において存在意義を有しているという。体制転換により解禁された資本と宗教の接点に位置する存在として登場し、人々にイスラームの善行を果たさせることで、その正当性が承認され、都市社会のシステムに組み込まれた役割を担っているのである（和崎 [2006]）。

「乞い」「施す」関係は人々の生活に組み込まれた行為である。「物乞い」は社会に埋め込まれた互助機能であり、人々の生の安全を保障する1つの仕組みなのである。

市場化、近代化の進展により、市場原理にそぐわない慣習は貨幣経済に飲み込まれ、破綻するか、あるいは社会の規律を乱す現象として否定されてきた。グローバル化により、広範な地域で見られるこの傾向は、各地域の

多様な物乞いの慣習を消滅させる過程だと言える。

本論文では、カンボジアにおける社会に埋め込まれた経済行為の1つとしても「物乞い」を取り上げ、その実態と特徴について分析を加えていきたい。

## 第二章 調査地と調査の概要

### 1. 調査地概要

カンボジアは首都プノンペンと23の州で構成されている（図1）<sup>2)</sup>。カンボジアの地方行政区は、上から州（カエット：ខេត្ត），州の下には市（クロン：ក្រុង）あるいは郡（スロック：ស្រុក）が置かれている。市の下にはサンカットと呼ばれる区（サンカット：សង្កាត់）が、郡の下にはサンカットと呼ばれる区（សង្កាត់）あるいは、クムと呼ばれる区（クム：ឃុំ）が置かれている。調査地は、カンボジア北西部、トンレサープ湖の北岸に位置するシェムリアップ州シェムリアップ市の中心部スヴァーイドンクム区（សង្កាត់ស្វាយដង្កំ）と中心部の北東部に位置するスラクラム区（សង្កាត់ស្រែក្រាម）である。

シェムリアップ州には、アンコール遺跡群が存在し、中心部では観光都市としての発展が進んでいる。内戦終結以後、観光客は概して増加傾向にあり、シェムリアップを訪れた観光客数は、2002年で年間約45万人であったのが、2006年には約86万人と4年間で約48パーセントの増加率を示している。その後も増加傾向を辿り、2010年には131万人と8年間に3倍近くも増加した（Ministry of Tourism [2007] [2012]）。

2) 2013年12月にコンボンチャーム州が2つの州に分かれた。コンボンチャーム州の東部が新たにトボンクムン州（ខេត្តត្បូងឃ្មុំ）となり、州が1つ増え、現在は24の州となっている。



### 3. 調査概要

「物乞い」に対する聞き取り調査を実施したのは2010年12月18日から2010年12月22日の5日間である。警察による取締り強化の影響で、街の中で見かける「物乞い」の数は減少傾向にある。調査実施当時も「物乞い」たちは日中に活動せず、警察の目が届きにくい夜間から行動を始めていた。当初は日中に調査を行っていたが、「物乞い」に出会うことが困難であったため、夜9時以降に街の中心部であるオールドマーケット周辺及び街の北東部（夕方以降に屋台が並び、地元の人々で賑わう地域）で調査を行った。2つの地域で「物乞い」を探し、出会えば声を掛け、合計12人の「物乞い」に対し、調査票を用いたインタビューを行った<sup>3)</sup>。調査対象者には調査の趣旨と目的を事前に説明し、同意を得た。本論文は、金城学院大学研究倫理指針に準拠し、名前等は記号化し個人が特定されないよう配慮している。

調査にはカンボジア人のアシスタントが1名同行し、筆者及びアシスタントが現地の公用語であるクメール語によってインタビューを実施した。なお、現地で使用される通貨は現地通貨であるリエルとUSドルである。2010年調査時の交換レートは1USD = 4,000リエルであった。

### 第三章 シェムリアップ中心部の「物乞い」の特徴と背景

#### 1. 「物乞い」の特徴

ここではインタビューを実施した「物乞い」12人について概観しておこう。

##### (1) 性別

インタビューを実施した12人の「物乞い」はすべて女性であった（表1）。調査期間中に男性の「物乞い」に出会うことはなかった。調査対象者の中には、男児を含む未成年の子ども（あるいは孫）を連れて物乞いを行う者

表1. 調査対象者一覧

	性別	年齢 <sup>1)</sup> (歳)	就学年数 (年)	出身地	1日の収入 (単位:リエル)	家の有無	水田の有無
A	女	33	2	タイ国境難民キャンプ	3000	×	×
B	女	61	0	プレイヴェーン州	3000-4000	○	×
C	女	24	0	シェリムアップ州	5000-20000	×	×
D	女	55	0	プレイヴェーン州	4000-5000	○	○
E	女	17	0	ボンティアイミアンチェイ州	8000-16000	○	○
F	女	35	0	プレイヴェーン州	4000-5000	○	○
G	女	70	0	シェリムアップ州	5000-10000	×	×
H	女	42	0	シェリムアップ州	10000-15000	○	×
I	女	38	0	シェリムアップ州	10000-20000	○	×
J	女	50	0	プレイヴェーン州	4000-7000	○	○
K	女	62	1	プレイヴェーン州	-	○	○
L	女	18	2	カンダール州	3000-4000	○	×

(出所) 筆者作成

1) 2010年の調査当時の年齢。

3) 「物乞い」に加え、路上でゴミ拾いをしている4人にも同様の調査を実施した。その4人について本論文では参考程度に紹介していく。

が2人いた<sup>4)</sup>。また、インタビューの中で、親族の男性が物乞いをしていると話された事例が1事例存在した。その男性は身体障がい者であった。非常に少数の事例であるものの、「物乞い」として生計が立てられる、あるいは社会の中で「物乞い」として存在しうる条件として女性あるいは、子どもであること、障がい者であること、この3つのいずれかであることが求められると推測される。

## (2) 年齢

「物乞い」12人の年齢層は以下の通りであった。10代2人、20代1人、30代3人、40代1人、50代2人、60代2人、70代1人と若年層あるいは老年層等に偏ることなく、各年代に幅広く分散していることがわかる。

## (3) 出身地

「物乞い」の出身地で最も多いのはプレイヴェーン州で5人である。地元であるシェムリアップ州の出身者が4人（うち、調査地であるシェムリアップ市内の出身者は3人、残りの1人は同州他郡の出身者）、カンダール州1人、ボンテアイミエンチェイ州1人、タイ国境の難民キャンプで生まれたという者が1人であった<sup>5)</sup>。

## (4) 教育レベル

調査を実施した12人の「物乞い」女性たちの就学年数は、9人が就学経験なし、1人が小学校1年生まで就学、2人が小学校2年生まで就学していた。

カンボジアの就学率は内戦終結後、この20年間に大きく数値を伸ばしてきた。被調査者それぞれの年代の就学状況を概観する必要があるが、内戦中の統計データが存在しな

いため、1998年に実施されたセンサスでカンボジア全体の就学状況を確認しておこう。1998年当時25歳以上の年齢層で就学経験のない者の割合は当該人口の2.1パーセント（男性2.0パーセント、女性2.2パーセント）である。「小学校中退」の割合が56.6パーセント（男性49.0パーセント、女性66.1パーセント）、「小学校卒業」の割合が24.7パーセント（男性28.7パーセント、女性19.7パーセント）、「中学校卒業以上」の割合が16.6パーセント（男性20.3パーセント、女性12.0パーセント）である（Cambodia, Ministry of Planning [1998]）。人口全体で、就学経験のない者は2パーセントほどであり、全体の割合と比較して、被調査者の就学経験はいずれも非常に低いことがわかる。

## (5) 1日の収入

物乞いによる1日の収入は、人によって、またその日によって異なるが、最少で3,000リエル、最多で20,000リエルと幅がある。例えば、2006年から2007年にかけて実施したシェムリアップ近郊農村での聞き取り調査によると、女性が建築作業に1日従事して得られる報酬は6,000リエルほどであった。主に夜間の数時間、歩いて物乞いを行うことで得られる収入として考えると、決して少ない額ではないと言えるだろう。

## (6) 居住場所と家の有無

現代の日本で「物乞い」は、ホームレス＝家を持たない者、とほぼ同義に捉えられるだろう。しかし、シェムリアップの「物乞い」のうち、「路上で寝ている」と回答したのは1人であった<sup>6)</sup>。残りの10人（1人は居住場所不明）は、何らかの形で居住する家を有していた。ただし、その“居住する家”とは、物

4) ゴミ拾いをしていた4人の者の中には1人の男性が存在した。彼は片手を失った障がい者であった。

5) 同時にインタビューを行ったゴミ拾いで生計を立てている4人の内3人はプレイヴェーン出身者、残り1人はコンボンチャム州出身者であった。

6) 彼女は2日前に村から出てきたばかりであり、情報と多少の収入が得られれば部屋を借りる可能性もある。

乞いを行うシェムリアップでの居住場所であり、この中には出身村に家や土地を有する者もいた。彼女たちは全員物乞いを行う間、シェムリアップ中心部に居住していた。部屋を借りて住んでいる者が7人、知人の家に管理人として住んでいる者が1人、自分自身の家を有する者が2人であった<sup>7)</sup>。「部屋を借りて住んでいる」と答えた者たちは、ベニア板で仕切られた簡易的な3畳ほどの大きさの部屋に居住しており、1日あたり1000リエルから2000リエルの家賃を支払っている。そして、その簡易的な借家で寝泊まりをしている者たちの多くは、出身村に家があり親族がいて、出稼ぎのような形でシェムリアップに出てきて物乞いを行う者たちであった。

シェムリアップで部屋を借りて居住しているその7人と、路上で生活をしている1人、シェムリアップでの居住場所が不明な者1人を合わせた9人の内、出身村に自宅を有する者は7人であった。また、路上で寝泊まりしていると答えた1人も、出身村には住む家を有していた。つまり、それぞれの出身地に家を持つか否か、という基準で再度、彼女たちを分類するならば、12人の内、9人が自分の家を持ち、3人がもたない、ということになる。家をもたない3人のうち2人は借家で暮らし、もう1人は人の家に管理人として居住している。当初、「物乞い」を農村のコミュニティから抜け落ちた人々と想定していたが、インタビューを行った「物乞い」の大多数が、コミュニティから抜け落ちたのではなく、コミュニティに土地や家を有し、コミュニティとのつながりを持続している者であった。

以下、出身村に“家をもたない者”と“家をもつ者”を、“コミュニティから弾き出さ

れ、他に選択肢のない物乞い”と“コミュニティとのつながりを有し、選択肢の1つとしての物乞い”，と仮定し、その二分類に基づき、彼女たちが「物乞い」になった背景を詳細にみていきたい。

## 2. “家をもたない者”の「物乞い」になった社会・経済的背景

### (1) Aさんの事例

難民キャンプで生まれた33歳。

#### ① シェムリアップに出てきた経緯

1977年にタイとの国境付近にあった難民キャンプで生まれた。1975年から1978年まで続いた民主カンブチア政権時代（通称、ポル・ポト時代）の真っ只中であった。民主カンブチア政権の崩壊後も内戦が続いていたため、78年以降も難民キャンプに居住していた。7歳の時に両親が離婚した。Aさんを含めたキョウダイ3人は母親と一緒に暮らすことになったが、その後、4歳の弟と生後10ヶ月の妹は人にもらわれていった。そして、その約1年半後に母親の故郷であるボンティアミアンチェイ州に母親と二人で戻った。

母親はイスラーム系少数民族のチャーム族である。しかし、母は豚肉もお酒も好んだ。そのため他の親族と折り合いがつかず、村から出るようになった。バッドンボーン州へ移り、母親と2人で物乞いを始めたが、しばらくして母親が亡くなった。Aさんが10歳の時であった。

当時カンボジアは内戦終結に向けた動きが始まり、1992年に「国連カンボジア暫定機構」(UNTAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia) が設置され、1993年の総選挙を経て、カンボジアは事実上の「和平」を達成する。孤児となったAさんはUNTACの運営する孤児院に保護されたが、UNTACの撤退とともに孤児院は閉鎖され、「物乞い」の

7) この2人は土地所有が認められていない地域に居住しており、家は自分で建てたものの、土地の所有権は有していない。



生活へと戻った。その後出会った「物乞い」女性が養母となり、共に生活を始めるが、その養母も15歳の時に死亡した。養母が死亡する直前に出会った男性との間に子どもができ、16歳で出産した。それを機に夫の出身村であるポーサット州へ移った。夫は両親と不仲で、子どもの頃に家を出ていた。村に戻ってもやはり親族と折り合いがつかず、ほどなくしてバッドンボーン州へ戻った。夫とともに物乞いをしていたが、夫はアルコール中毒かつ薬物中毒で、DVがひどくなり、夫から逃げて3年前にシェムリアップに出てきた。しかし、追いかけてきた夫に見つかり、再び夫とともに暮らしている。

## ② 現在の家族構成

夫(35歳)と子ども4人(15歳/男・6歳/男・3歳/女・0歳/男)と暮らしている。子どもは全部で8人いるが、4人(14歳/男・11歳/女・9歳/男・7歳/男)はバッドンボーン州でNGOが運営する孤児院に預けている。一緒に暮らしている子どもたちは出生届を提出しておらず、就学していない。

## ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

Aさんにはキョウダイが2人いたが、両親の離婚時に2人とも人にもらわれていった。弟が4歳、妹が10ヶ月の時だった。今、どこでどうしているのか全くわからない。夫婦ともに土地・家は有していない。

## (2) Cさんの事例

シェムリアップ州チークラエン郡出身の24歳。

### ① シェムリアップに出てきた経緯

幼少期より就学を拒否し、親との不和が続いていた。17歳の時に家を出た。友人に同行しシェムリアップに来て、川辺で寝るようになった。今も「街の方が楽しいから、村に帰ろうとは思わない」。

### ② 現在の家族構成

夫(25歳)と2人の子ども(3歳/女・1歳/女)と暮らしている。夫とは孤児を対象にNGOが開催する絵画や料理の教室で出会った。18歳の時に子どもができ、事実婚の状態となった。

### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

Cさんの両親はすでに死亡している。村には兄と妹がいるが、連絡は途絶えている。夫は親族とのつながりがある。身体障がい者である父親と姉がシェムリアップ中心部に居住し、物乞いをしている。普段から連絡をとり合っている。夫婦ともに土地・家は有していない。

## (3) Gさんの事例

シェムリアップ市内出身の70歳。

### ① シェムリアップに出てきた経緯

シェムリアップ市内南部の農村の出身である。ポル・ポト時代に両親とキョウダイ10人全員が亡くなった。ポル・ポト時代は強制移住で他村に居住していたが、一人で村に戻ると土地はすべて取られてなくなっていた。結婚経験はなく子どももおらず、他の親族がどこにいるのかもわからない。ポル・ポト時代以降、一人で物乞いをして暮らしている。

### ② 現在の家族構成

単身で暮らしている。

### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

所有する土地や家はなく、親族もいない。現在はシェムリアップ中心部で、知り合いの家の管理をする代わりに無料で居住させてもらっている。

以上の3人が出身村に家や土地をもたないコミュニティから外れた「物乞い」の事例である。「物乞い」になった背景は、自ら進んでコミュニティを捨て、「物乞い」生活を選んだ者が1人と、ポル・ポト時代と内戦時代の影響により親・キョウダイ、土地を全て失

い孤立無縁の状態になった者、そして同じくボル・ポト時代と内戦時代の影響と信仰上の理由によりコミュニティ、親族から孤立無縁となった者であった。孤立状態であるがゆえの脆弱性と劣悪な生活環境が、「物乞い」から抜け出すための機会を喪失させてきたと考えられる。

### 3. “家をもつ者”の「物乞い」になった社会・経済的背景

#### (1) Bさんの事例

プレイヴェーン州出身の61歳。

##### ① シェムリアップに出てきた経緯

プレイヴェーンで結婚し、娘が2人できたが、下の子が生まれてすぐ夫が死亡した。また、妹夫婦が死亡したため、孤児となった妹の子2人（調査当時18歳/男・16歳/女）も育ててきた。稲作を行う農家であったが、母や夫の病気のために水田はすべて売却した。長女は同じ村の男性と結婚し、夫方の家で暮らし農業を営んでいる。次女は、コンポート州の男性と結婚し、夫方の家で暮らしている。次女はコンポート州に移住する際「お母さんも一緒に行こう」と言ったが、娘世帯も貧困であるため村に残ることにした。シェムリアップには5ヶ月前に、同村出身者を頼って1人出てきた。

##### ② 現在の家族構成

村の家には甥と姪がいる。

##### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

村に屋敷地および家を所有している。Bさんは他州に住むキョウダイ2人と娘2人を中心に親族のつながりもある。

#### (2) Dさんの事例

プレイヴェーン州出身の55歳。

##### ① シェムリアップに出てきた経緯

娘が7年前にHIV/AIDSで死亡した。娘の夫は娘が亡くなる前にHIV/AIDSで死亡して

いる。その後、Dさんの夫も死亡した。娘が亡くなった頃から、村とシェムリアップとの往来を続けている。シェムリアップで物乞いをしている理由を「HIV/AIDSで亡くなった娘の子2人（12歳/女・8歳/女）がHIV/AIDSに感染しており、シェムリアップなら無料で薬をくれるから」と説明した。その2人の孫と物乞いを行い、一定の収入が得られると村に帰る。

##### ② 現在の家族構成

シェムリアップでは孫2人との3人暮らしだが、村の家にはさらに母と妹が同居している。

##### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

村には屋敷地および家を所有している。子どもはもう一人、25歳の息子がいるが軍隊で働いており、音信不通で所在も不明である。母親が所有していた水田は常に村にいる妹に相続され、妹が稲作を行っている。

#### (3) Eさんの事例

ボンティアイミアンチェイ州出身の17歳。

##### ① シェムリアップに出てきた経緯

父親が病死し、母親がタイへ出稼ぎに行くことになり、ボンティアイミアンチェイ州内にある父親方の叔母の家に預けられた。母親はタイ人と再婚し、タイに居住することになった。叔母の家では、叔母にいじめられ居心地が悪かった。2年ほど前に今の夫と弟、妹とともに叔母の家を出て、シェムリアップに来た。

##### ② 現在の家族構成

夫（39歳）と妹（13歳）、弟（12歳）との4人暮らし。夫は働かず家にいる。弟、妹とともに物乞いで生計を立てている。

##### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

両親の家と屋敷地、水田はボンティアイミアンチェイ州にあり、母方の祖母が居住し、管理している。母親とは連絡を取っており、

タイから送金もあったが、仲介業者にすべて搾取され、受け取ることができなかった。父方の祖父母もシムリアップで物乞いをしている。兄が1人いるが親に対する暴行罪で服役中である。頼れる親族は他にいない。

#### (4) Fさんの事例

プレイヴェーン州出身の35歳。

##### ① シムリアップに出てきた経緯

夫（36歳）は村で建築労働に従事しているが、病気がちで収入は少ない。村で同居するFさんの母親（70歳）も病気で就労することができない。村には川や灌漑がないため、雨季に1度しか稲作ができず、1回の収穫量では家族が1年間食べるにも足りない。15歳で結婚し、5人の子、長男（20歳）、次男（17歳）、長女（14歳）、次女（11歳）、三男（8歳）をもつ。上から4人の子は、コンボンチャムあるいはプノンペンで就労しており、収入の一部を送金してくる<sup>8)</sup>。

シムリアップへは1年ほど前に、遠い親戚を頼って来た。10日間から15日間シムリアップに滞在し、ある程度の収入が得られると村に帰り、また現金収入が必要になると物乞いに来る。

##### ② 現在の家族構成

村では、夫と母、息子（8歳）との4人暮らしである。

##### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

村に屋敷地、家、水田（0.5ヘクタール）を所有している。Fさんには1人、夫には2人のキョウダイがあり、それぞれつながりも

あるが、いずれも貧困であるため経済的に頼ることはできない。

#### (5) HさんとIさんの事例

Hさん42歳とIさん38歳。路上で別々に出会ったが、2人は姉妹であった。

##### ① シムリアップに出てきた経緯

2人ともシムリアップの中心部で生まれ育った。

##### ② 現在の家族構成

Hさんは夫（46歳）と2人の息子（10歳・5歳）と4人で1つの世帯を形成している。夫は家で“自転車の空気入れ業”を営んでいる。Hさんは5歳の息子を連れて物乞いをしている。

Hさんの妹であるIさんは、二度の離婚経験を有するメマーイ（寡婦）である。1歳の息子を抱いて物乞いを行っていた。両親（父72歳/母60歳）と妹2人（27歳/22歳）、弟1人（23歳）、甥（2歳）と息子（1歳）で1つの世帯を形成している。両親とキョウダイはみな知的障がいがあり、就労することが困難である。物乞いによって得た収入で、すべての世帯員を養っている。

##### ③ 土地・家・親族とのつながりの有無

Hさんが現在居住している土地は、AP-SARA機構（アンコール地域遺跡保護管理機構：Authority for the Protection and Management of Angkor and the Region of Siemreap）により、遺跡保護地域に指定され、個人の土地所有権は認められていない。以前は水田を所有していたが、同様にアンコール遺跡の保護地域に制定されたため、同機構により買い取られた。夫はプレイヴェーン州出身で、夫のキョウダイもみな「物乞い」である。

Iさんも、遺跡保護地域に指定され、個人所有が認められていない土地に家がある。姉であるHさんと協力しながら世帯の生計を維持している。

8) 長男はコンボンチャムで、次男、長女、次女はプノンペンで就労。長男、次男の就労内容は不明だが、それぞれ一月に30USD、25USDの収入がある。14歳の長女はカラオケ店で働いており、月の収入が17.5USD、11歳の次女は家政婦として月15USDを得ている。縫製業・靴製造組合に加盟している事業所に適用されている最低賃金は2010年当時、61USDであったことと比較すると、これらの賃金の低さが伺える（ILO 2016）。

**(6) Jさんの事例**

プレイヴェーン州出身の50歳。

**① シェムリアップに出てきた経緯**

村では収入が少ないため、2年ほど前から村とシェムリアップを半月に1回のペースで往来している。同村シェムリアップで「物乞い」を始めるにあたり、先に「物乞い」を行っていた同じ村の者に同行して来たという。

**② 現在の家族構成**

村では妹（年齢不明）と2人で暮らしている。結婚したことはなく、夫も子もない。

**③ 土地や家および親族とのつながりの有無**

村には屋敷地および家、水田（0.7ヘクタール）を所有している。妹は病を患っているため、0.7ヘクタールの水田は人に貸している。両親は20代の時に死亡した。キョウダイ8人の内、4人が生存しており、親から分与された土地に居住している。みな同様に貧困である。

**(7) Kさんの事例**

プレイヴェーン出身の62歳。

**① シェムリアップに出てきた経緯**

シェムリアップには今朝、初めて来て物乞いをしている。近所の人を頼ってシェムリアップに出てきた<sup>9)</sup>。

**② 現在の家族構成**

甥（あるいは姪。性別は不明）と暮らしている。子どもが2人いたが、ポル・ポト時代に2人とも死亡した。夫も3、4年前に死亡した。

**③ 土地・家・親族とのつながりの有無**

村には屋敷地、家、水田（0.5ヘクタール）を所有しており、その水田で稲作をしている。キョウダイ3人が同村内に居住しており、米を分けてくれることがある。

**(8) Lさんの事例**

カンダール州出身の18歳。

**① シェムリアップに出てきた経緯**

シェムリアップには2日前に出てきたばかりで、路上で寝泊まりし、物乞いをしている。1ヶ月ほど前に父親が死亡した。父親はオートバイや車の修理をしていた。母親は野菜の小売業を営んでいるが収入は少ない。兄が求職のためにシェムリアップへ行くことになり、母親が「一緒に行け」というので同行してきた。兄は結婚し、妻方の村に世帯を有しているが仕事がないため、何の頼りもないままシェムリアップに出てきた。

**② 現在の家族構成**

母親と暮らしている。

**③ 土地・家・親族とのつながりの有無**

村には母親がいて、屋敷地、家があり、親族とのつながりもある。

以上9人の事例の内、Bさん、Dさん、Fさん、Jさん、Kさんの5人はプレイヴェーン州出身である。この5人には多くの共通点がみられる。プレイヴェーンにある出身村に家や土地を有し、親族とのつながりが確認できる。必要に応じてシェムリアップと村とを往来しており、シェムリアップでの物乞いで、片道5万リエル（12.5USD）の交通費を含むある程度の収入が確保できると村へ戻る。あたかも1つの生業として「物乞い」を選択しているかのように、そして一般的な出稼ぎよりも自由な形で村とシェムリアップとを行き来しているのである。そしてシェムリアップで物乞いを始めるにあたり、親族や同郷の者の手助けがあったと語っている（5人中4人）。

その他の4人、3事例は、両親の不在と親族との不和を理由に村を出て、物乞いを行う事例。知的障がい者が多数を占める世帯での

9) 見知らぬ土地に出てきたばかりのせいか、警戒され詳しい話はこれ以上聞き取れなかった。

表 2. 州別貧困指標

地域区分	州	貧困者比率 <sup>1)</sup>	貧困ギャップ率 <sup>2)</sup>	二乗貧困 ギャップ率 <sup>3)</sup>
首都	プノンペン	4.60	1.23	0.49
平野部	コンボンチャーム	37.04	9.28	3.34
	カンダール	22.24	4.81	1.68
	プレイヴェーン	37.20	8.09	2.65
	スヴァーイリアン	35.93	8.35	2.75
	タカエウ	27.71	6.31	2.09
トンレサープ湖 周辺部	ボンティアイミアンチェイ	37.15	9.82	3.58
	バッドンボーン	33.69	7.94	2.65
	コンボントム	52.40	15.55	6.23
	シェムリアップ	51.84	17.31	7.46
	コンボンチュナン	39.57	10.35	3.78
	ポーサット			
海岸部	コンボート	29.96	6.60	2.30
	シハヌークヴィル	23.18	4.60	1.38
	カエプ			
	コッコン			
高原 / 山岳部	コンボンスプー	57.22	16.98	6.72
	クロチェ	46.11	13.20	4.98
	モンドルキリー			
	プレアヴィヒア			
	ラッタナキリー			
	ストウントラエン			
	ウッドーミアンチェイ			
	パイリン			

(出所) Ministry of Planning, "A Poverty Profile of Cambodia 2004" (2006a), p.55

- 1) 貧困割合とは、所得が貧困ラインを下回る状態にある世帯の割合を指す。ここでの貧困ラインとは、1人1日、プノンペン 2,551 リエル (0.59USD)、その他の都市部 1,952 リエル (0.49USD)、農村部 1,753 リエル (0.44USD) と設定されている。
- 2) 貧困ライン未満の人々の平均所得が貧困ラインを何パーセント下回っているかを示す。
- 3) 貧困ラインからの乖離率を2乗した数値。貧困の深刻度が高いほど数値が高い。

収入源となっている事例。求職のために街に出てきた者の一時的な過程と推測される事例であった。

しかし、なぜシェムリアップから遠く離れたプレイヴェーン州の出身者が「物乞い」の過半数を占めているのだろうか。

#### 4. プレイヴェーン州の貧困状況

1つには彼女たちが自ら語るように「貧困」がその原因である可能性が挙げられる。

ここではプレイヴェーン州の貧困状況について確認しておきたい。

2006年に刊行された2004年度の調査の統計によると、州ごとの貧困世帯割合が最も高い州は、コンボンスプー州で57.22パーセント、続いてコンボントム州で52.4パーセント、シェムリアップ州が51.84パーセント、そして、高原/山岳部のクロチェ州、モンドルキリー州、プレアヴィヒア州、ラッタナキリー州、ストウントラエン州、ウッドーミアンチェイ

イ州、パイリン州の46.11パーセントが続く(表2)<sup>10)</sup>。プレイヴェーン州は37.2パーセントと全国的にみれば中程度の貧困割合である。もちろん、州の中でも地域によって貧困度合いが異なるため一概には言えないが、プレイヴェーン州が全国的にみて特に貧困な地域であるとは言えない。

また、貧困の程度を示す貧困ギャップ率、貧困層の所得格差を示す二乗貧困ギャップ率をみると、ともにシェムリアップ州が最も高く17.31パーセントおよび7.46パーセント、次にコンボンスプー州16.98パーセントおよび6.72パーセント、コンボントム州15.55パーセントおよび6.23パーセントと続く。プレイヴェーン州は8.09パーセントおよび2.65パーセントと、いずれも中程度の数値であり、他の州と比して貧困の程度が深刻である状況も見受けられない。プレイヴェーン州よりもむしろシェムリアップ州の貧困割合が高く、貧困の深刻度も高い、という結果が出ている。シェムリアップ州では観光業の発展の進む都市部を除く農村部での貧困が深刻な状況にある。「物乞い」になることの理由が貧困であるならば、シェムリアップ中心部までの距離などを考えると、州内の農村部からより多くの「物乞い」が来ていてもおかしくはない。彼女たち自身が主張するように、貧困は1つの重要な要素であることには間違いないが、「貧困である＝物乞いになる」という図式が成立するとは言えないだろう。

## 5. プレイヴェーンの「物乞い」に関する巷説

プノンベンを中心に、プレイヴェーン州出

身者の「物乞い」について語られるある巷説がある。

“昔々、プレイヴェーンに労働を嫌がり、物乞いで大変金持ちになった者がいた。その天罰が今日の子孫にまで下り、一年に少なくとも一度村を離れて「物乞い」に行かなければ、雷に当たって死んでしまう”

筆者も本調査の実施後に、プノンベンを訪れた際、カンボジア人の友人に“シェムリアップの「物乞い」はプレイヴェーンの人ばかりだった”と話すと、「プレイヴェーンの人には1年に1度物乞いをしなければ死ぬという信仰があるらしい」と同様の話を聞いた。

首都プノンベンで43人の「物乞い」とプレイヴェーン州の農村部にて調査を実施したParsons and Lawreniuk [2015] は、このような巷説が多くのプノンベンの住人から聞かれるものの、実際にそのような信仰は存在しないと結論づけている。筆者もプノンベンでそのような巷説があると知った後、2010年12月にプレイヴェーンの農村をいくつか訪問したが、そのような話が実際に信仰されているという事実は確認できなかった。

Parsons and Lawreniuk [2015] の調査の中で、あるプレイヴェーン出身の「物乞い」女性は「私の村からは貧しい人しか物乞いに来ていないけれど(中略)、その話は本当だと思う。だって、たくさんの人がプレイヴェーンから来ているのを見ているから」と語っている。巷説の出处はわからないものの、それが現実のように語られるようになった背景には、「物乞い」の中にプレイヴェーン州の出身者が非常に多い事実が存在し、その現象を納得させる話として人々に受け入れられ、都市伝説のように広まったのではないかと考えられる。

10) 高原/山岳部の7州の指標は、これらの州へのアクセスが限られており、サンプル数が不十分であるため、高原・山岳部全体として算出されている。

## 6. 物乞いに関する情報共有

本調査におけるプレイヴェーン州出身の「物乞い」たちは、先に物乞いを行う同郷の人や親族を頼ってシェムリアップに出てきている。彼女たちの出身村での実態はわからないが、少なくとも彼女たちの身近に物乞いを行う者がいること、そしてそれらの者からシェムリアップへの移動手段や移動方法、収入の目安、宿泊場所の情報などを得ていると考えられる。都市部での他の出稼ぎ労働と同じように、物乞いを行うための情報を親族やコミュニティ内で共有しているのである。

また、プレイヴェーン州以外の出身者7人のうち4人は、夫のキョウダイや親など近い親族に物乞いを行う者を有している。プレイヴェーン州の出身者のように身近に物乞いを行う者が存在することで、物乞いに対する抵抗感やモラルが他の人々よりも低くなっていることが推測できる。

## 7. 小括

つまり、シェムリアップで物乞いを行う者たちの「物乞い」になった社会・経済的要因をまとめると以下になるだろう。

物乞いを行う人々は、コミュニティから断絶され止むなく物乞いを行っているケースと、生業の1つの選択肢として物乞いを行うケース、大きくこの2つに分類することができる。前者の物乞いは、被調査者の中での割合は低く、内戦による混乱がその背景に存在した。内戦により親・キョウダイ、そして家や土地すべてを失い孤立無援となった事例と、内戦および親の信仰上の理由からコミュニティから弾き出された事例であった。先に述べた通り、カンボジアの農村社会では、ある世帯が何らかの危機に陥ったとしても親族のネットワークが生活の安全を保障し、貧困の顕在化を防ぐ機能を有している（佐藤

[2017]）。親族を全て失う、あるいは親族から弾き出されることはコミュニティでの安全保障の網から抜け落ちてしまうことを意味している。また、それに付随して土地を失うことは、居住場所および農業の生産手段、財産を喪失することになる。最低限の教育を受けておらず、読み書きや計算ができないことも「物乞い」以外の生業に就くことができない1つの原因と考えられる。

しかし、別の見方をすれば、コミュニティの安全保障の網から抜け落ち、自力で生計を立てられない人々でも生を維持していく手段が「物乞い」なのである。日本の「ホームレス」はたとえ餓死、凍死の危機に瀕していても物乞いはほとんどしない（嶋田 [2007: 170]）。その理由には物乞いに対する屈辱感、社会的蔑視、そして物乞いでは生きていけない現実があるからだろう。

カンボジアでは人口の96.4パーセントが上座部仏教を信仰しているが、「施し」は来世への積徳行とされ、「物乞い」にカネを渡す行為も功德を得る行為として認識されている（Cambodia, Ministry of Planning [2006b: 45]）。女性、子ども、障がい者といった社会的弱者は「物乞い」であることが社会的に認められ、施しを受けて生を維持することが可能なのである。

しかし一方で、物乞いによって比較的容易に収入を得ることが可能であるがゆえに、貧困を背景に「物乞い」を一種の“生業”のように選択する人々が存在している。「物乞い」は財やサービスを生み出す労働や生産活動ではなく、カンボジア社会でも「仕事」として認識されているものではない。しかし実態として、物乞いは彼らの収入を確保する1つの手段であり、他の都市部への出稼ぎ労働と同様に、地域や親族のネットワークで「物乞い」になるための情報を共有し、「物乞い」にな

ることを望む人々にその実現を促しているのである。

### おわりに

シムリアップの都市部において「物乞い」の調査を実施した経緯は、先に述べた通り、農村における人々の生を支える安全保障機能の限界を明らかにするためであった。シムリアップの都市部で物乞いを行う人々は、近郊の農村のコミュニティから抜け落ちた者であることを想定していた。しかし、実際にコミュニティから抜け落ちた人は12人中2人であり、自ら望んで物乞いを行っている者、貧困を理由としているものの1つの選択肢としてコミュニティに属しながら物乞いを行う者がそのほとんどであった。

しかし、この少ない事例の中からも、農村社会の人々の生を支える安全保障機能の限界を垣間見ることができた。親族がいない、親族との不適合といった親族とのつながりの欠如がコミュニティからの離脱の決定的な要因となる。農村の安全保障の機能が親やキョウダイ、オジ・オバ、姪甥といった比較的近い親族を中心に形成されているため、それらとの絶縁がコミュニティからの離脱を意味することになる。親族外からの互助あるいは扶助機能は限定的であり、恒常的に人々の生を保障する網には成り難い。しかし、そのようなコミュニティから抜け落ちた人々が生存していくことを可能にしているのが物乞いという行為であり、親族外の人々の生をも支えるセーフティネットとして機能しているのである。

また、十分ではないものの、物乞いにより生計を維持できる収入が得られることから、物乞いが身近に存在している、あるいは貧困者の間で物乞いが一般化しつつある地域を中

心に「職業物乞い」とも呼べる人々が存在している。

シムリアップの都市部において「物乞い」の排除が進む中で、「職業物乞い」が存在することは、体制側の取締りの根拠をより正当化し、孤立無援の「物乞い」をも排除することにつながりうる。

カンボジアは急激な近代化、市場化が進行している。それに伴い「物乞い」の撲滅が理想とされ、その取り締まりは強化されている。また、カンボジアの農村社会の互助機能は親族のネットワークがその根幹を担うが、近隣のタイ、ベトナムではすでに合計特殊出生率は人口の置換え水準を下回り、少子化が進行している。カンボジアでも少子化の時代が訪れるのはそう遠い未来ではない。急速な市場化、経済発展が進む一方、国家による福祉制度は未整備のまま少子高齢化時代を迎える可能性は高い。少子化が進めば、親族のネットワークの機能は脆弱化するだろう。“前近代的”な物乞いや施しといった慣習が否定される一方、“近代的”な福祉制度は未整備の状態にある。とはいえ、“近代的”な福祉制度が人々の生の安全を保障しうるものかどうか、現在の日本の貧困問題等を見るに大きな疑問である。市場化によって失われてきた農業における互助関係と同様に、社会の中に組み込まれた人々の生を保障する仕組みは、元来それぞれの地域において、その社会に適した多様なあり方で存在してきた。現代の福祉制度の改善に、この社会に埋め込まれた互助機能は何らかのヒントに成りうる。

「物乞い」を許容してきたカンボジア社会が今後、さらにどのように変化していくのか。シムリアップ都市地域で物乞いを行う者たちは、取締りを逃れ、他の場所を求めて移動して行くのか。他の産業へと吸収されるのか。引き続き注視していく必要があるだ



ろう。しかし、今回調査対象になったのは、12人の「物乞い」であり、「物乞い」の実態を描くにはサンプルとして非常に限定的であった。また、一般的な「物乞い」に対する認識や、「施す」側の人々、また、物乞いを行う人々の生活全体の中から、物乞いのもつ社会的、経済的意味を明らかにするには、彼女たちの農村での生活実態を含めた調査・分析が必要である。

現代社会の中で、より見えなくなりつつある人々の生を支える「仕組み」と、その変化を明らかにしていくために、物乞いをはじめとする社会に埋め込まれた互助機能について、より詳細な調査と分析を実施していきたい。

### 参考文献

- Cambodia, Ministry of Planning 1998. *General Population Census of Cambodia 1998 Analysis of Census Results Report 7 Literacy and Education*. Phnom penh: Kingdom of Cambodia.
- 2006a. *A Poverty Profile of Cambodia 2004*. Phnom penh: Kingdom of Cambodia.
- 2006b. *Statistical Yearbook 2006*. Phnom penh: Kingdom of Cambodia.
- Cambodia, Ministry of Tourism 2007. *Tourism Statistics Annual Report 2006*. Statistics & Tourism Information Department, Ministry of Tourism. Phnom Penh: Kingdom of Cambodia.
- 2012. *Tourism Statistics Report in 2011*. Statistics & Tourism Information Department, Ministry of Tourism. Phnom Penh: Kingdom of Cambodia.
- Geertz, Clifford 1963. *Agricultural Involvement: The Processes of Ecological Change in Indonesia, California*: University of California Press.
- ILO 2016. How is Cambodia's minimum wage adjusted? In *Cambodian Garment and Footwear Sector Bulletin, Issue 3*.
- JICA 2002. *Country Profile on Disability KINGDOM OF CAMBODIA*. Japan International Cooperation Agency.
- Parsons, Laurie & Lawreniuk, Sabina 2016. The Village of the Damned? Myths and Realities of Structured Begging Behaviour in and Around Phnom Penh. In *Journal The Journal of Development Studies*, 52 :36-52.
- UNICEF Cambodia 2010. *An Analysis of the Situation of Children & Women in Cambodia 2009*. Phnom Penh.
- 青山和佳 2006. 『貧困の民族誌—フィリピン・ダバオ市のサマの生活』東京大学出版.
- 阿部謹也・網野善彦・石井進・樺山紘一 1981. 『中世の風景（下）』中公新書.
- 網野善彦 1996. 『無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和』平凡社.
- 宇都栄子 2001. 「恤救規則の成立と意義」『社会福祉の歴史：政策と運動の展開』有斐閣.
- 奥田若菜 2017. 『貧困と連帯の人類学—ブラジルの路上市場における一方的贈与』春風社.
- 熊岡路矢 1993. 『カンボジア最前線』岩波新書.
- 国際協力事業団 2001. 『カンボディア国別件所研究会報告書—復興から開発へ—』国際協力事業団・国際協力総合研修所.
- 佐藤奈穂 2017. 『カンボジア農村に暮らすメマイ（寡婦たち）—貧困に陥らない社会の仕組み』京都大学学術出版会.
- 嶋田ミカ 2007. 「インドネシアにおける「ホームレス」と「物乞い」—ジャカルタとスマランにおける調査の中間報告」. 『社会科学研究年報』38: 160-173.
- 杉江あい 2013. 「バングラデシュ農村部における「物乞い」の慣行と行動」『地理学評論』86-2: 115-134.
- 高橋彰 1988. 「見える経済と見えない経済—フィリピン稲作農村の調査から—」『稲からみたアジア社会』祖父江孝男編著：113-126 ページ所収. 日本放送出版協会.
- 千葉徳爾・三枝幸裕 1983. 「中部日本白山麓住民の季節的放浪慣行：牛首地区の事例を中心に」国立民族学博物館研究報告 8(2): 253-306.
- 中里成章 2012. 「乞食」『新版 南アジアを知る事典』辛島昇・前田専学・江島恵教・応地 利明・小西正捷・坂田貞二・重松伸司・清水学・成沢光・山崎元一 監修：281 所収. 平凡社.
- 西川麦子 1992. 「ムスリム女性の物乞い「フォキルニ」：物乞を生み出すバングラデシュの農村

- の社会背景」『年報人間科学』13: 83-96.
- 速水佑次郎 1995. 『開発経済学——諸国民の貧富と富』創文社.
- 福井憲彦 1988. 「「乞う」世界の閉じ込めと排除——ヨーロッパ近世」『人間社会に豊かに機能する重要なキーワード「乞う。」』207-226所収. ポーラ文化研究所.
- 古川孝順 2001. 「重商主義の貧民政策—エリザベス救貧法から労役場テスト法まで」『社会福祉の歴史：政策と運動の展開』右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編：26-44所収. 有斐閣.
- 和崎聖日 2006. 「ポスト・ソヴィエト時代のウズベキスタンの「乞食」：都市下位文化におけるイスラームと共同性」『文化人類学』71-4: 458-482.